

葉書要請用に以下の文を作りました。下記を2枚印刷し、A4用紙の上下に貼っていただき、特厚紙の裏表にコピー・印刷して、4枚に切っていただければ、要望葉書として活用できます。

本会でこの葉書を禁煙マーク入りで印刷していますので、請求いただければ、受取人払いで何枚でもお送りできます。請求は下記記載の提唱団体まで。

「健康増進法」により、受動喫煙の防止が義務づけられました

郵便はがき

2003年5月1日施行の法律により、公共の場所（交通機関を含む）は全て、禁煙または完全分煙の措置を講ずる必要があります。貴施設・機関・御社におかれても、抜本的な対策・対処をお願いします。

（空気清浄機や分煙機器は、タバコの煙を十分には除去できないので、対策とはいえず、設備費の無駄使いになります）

健康増進法 第五章 第二節 受動喫煙の防止

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

厚労省通知：<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/judou.html>

提唱団体：NPO法人 子どもに無煙環境を推進協議会

〒540-0004 大阪市中央区玉造1-21-1-702

Fax06-6765-5020 <http://www3.ocn.ne.jp/~muen/>

家庭も禁煙に！ 親には子どもの受動喫煙防止の責務があります。

50円切手
を貼って
投函お願
いします

名前 住所

【メッセージ】